

佐伯市公告第 28 号

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

佐伯市長 富高国子



第 1 競争入札に付する事項

- 1 業務名 令和 8 年度 ふるさと産業教育事業業務委託
- 2 業務場所 佐伯市一円
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 仕様 仕様書のとおり
- 5 予定価格 公表しない
- 6 最低制限価格 適用しない

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。以下「競争入札参加資格要綱」という。）に規定する有資格者であること。
- 3 公告日から開札予定日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条

の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の許可が決定し、又は再生計画の許可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号。）第6条第1項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務を実施した実績を有すること。

第3 入札手続等

1 担当課（入札及び契約担当課）

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市商工観光部商工振興課

電話番号 0972-22-3943（直通）

電子メールアドレス syokou@city.saiki.lg.jp

2 仕様書等の交付の期間及び方法

(1) 交付期間

公告日から令和8年4月14日火曜日の午後5時までとする。

(2) 交付方法

仕様書等（入札説明書及び各種様式含む）の交付については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp/>）に掲載するのでダウンロードして取得すること。

なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課に問い合わせること。

3 仕様書に対する質問について

(1) 質問について

仕様書に対する質問がある場合には、令和8年4月9日木曜日の午後5時までに第3の1の担当課へ質問書を電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信した場合は確認のため、送信した旨を第3の1の担当課に電話すること。

(2) 質問に対する回答

令和8年4月10日金曜日の午後5時までに、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。また、内容によっては佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp/>）に掲載するものとする。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出期間等

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を下記により提出しなければならない。

(1) 提出期間

公告日から令和8年4月14日火曜日まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

提出期間内に第3の1の場所に持参または郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）により提出すること。郵送する場合は和8年4月14日火曜日の午後5時までに第3の1の場所に必着すること。電送によるものは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書 1部

イ 過去5年以内の国又は地方公共団体が発注する同種又は類似の業務を受託した実績を示す契約書の写し 各1部

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) (1)の提出期限以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 申請書の様式は、佐伯市ホームページ (<https://www.city.saiki.oita.jp/>) からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課に問い合わせること。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和8年4月15日水曜日までに競争入札参加資格要綱に規定する有資格者であることを確認するものとする。有資格者に対する確認の通知は、省略できるものとし、有資格者でない者に対する入札参加資格を有しない旨の通知は、令和8年4月15日水曜日の午後5時までにを行うものとする。

6 入札説明会 実施しない。

7 入札保証金 免除する。

8 入札

(1) 入札日時 令和8年4月17日（金） 午前10時（時間厳守のこと）

(2) 入札場所 佐伯市役所本庁舎2階 201会議室

(3) 入札方法 持参に限る。郵送及び電送による入札は認めない。

(4) 入札回数 2回までとする。

(5) その他

ア 入札書に記載する金額は、税（消費税）抜きを記載すること。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表記とする。

エ 入札書への記載は、ペン又はボールペン（えんぴつ、消せるボールペン等訂正が容易にできる筆記具は不可）を使用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札 入札終了後、即時行うものとする。

第4 落札者の決定

1 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、入札金額及び当該入札参加者名を公表の上、開札を終了する。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、直に落札者の順位を決定するためのくじを引かせるものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

第5 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、第3の5の通知を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明の書面(様式は任意)を持参して求めることができる。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- 2 1の書面を提出した者に対する回答は、1の書面を受け付けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。
- 3 1の書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。

第6 契約保証金

免除する。

第7 入札の無効

- 1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
 - (1) 委任状を提出しない代理人のした入札
 - (2) 記名押印を欠く入札
 - (3) 金額の記載がない入札
 - (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 - (5) 誤字脱字等により、意思表示不明瞭であるとき。
 - (6) 2以上の意思表示をした入札
 - (7) この公告に示した申請書等を提出しない者のした入札(申請書等の未記入及び様式が異なる等競争入札参加資格の内容が確認できない場合を含む。)

- (8) この公告に示した競争入札参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (9) 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 この入札において談合情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。
また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。

- (1) 入札に参加するものが落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画媒体、ファクシミリ送信票等の具体的な物証
- (2) 落札予定金額(率)
- (3) 一般競争入札においては、入札参加者。ただし、入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く。
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 5 その他必要な事項は、佐伯市契約規則第3条の定めるところによる。

第9 支払条件

- 1 前払い金 なし
- 2 出来高払 なし

第10 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書等は、公表しないものとする。ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りではない。
- 7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
- 8 その他不明な点は、第3の1の担当課まで照会すること。